

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（607））

2. 日時：平成30年1月18日 13時30分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、津金管理官補佐、岸野安全審査官、安田安全審査官、  
照井安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、  
宇田川原子力規制専門職、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他10名

東北電力株式会社：土木建築部（原子力建築） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力土建部 設備管理グループ 課長 他1名

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震建築） 副長 他1名

電源開発株式会社：原子力事業本部 原子力技術部 原子力建築室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、本日及び1月15日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、耐震性に関する説明書及び強度に関する説明書について、説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜原子炉建屋の地震応答計算書について＞

○静的地震力による最大接地圧について、整理して提示すること。

○原子炉建屋の平面図について、代表階だけでなく各階の平面図を追加し、耐震壁等の主要な耐震要素を整理して提示すること。

○耐震壁の最大せん断歪みについて、スケルトンカーブ上にプロットするだけでなく、デジタル値の一覧表を追加して提示すること。

○要素7（地上2階）のせん断変形について、せん断スケルトンカーブ上の最大応答値が第2折れ点を超えていないことを明確に示すこと。

○構造概要等の図面について、マスキングの考え方を整理して提示すること。

＜観測記録との差異の考察について＞

○検討の全体スキームを明確にし、本資料の位置づけ・目的を整理して提示すること。

○検討に用いた地震観測記録、解析条件、解析手法、解析結果及び考察について、記載内容を充実化し、減衰定数5%以外の応答スペクトル等の図表の追加を含めて、整理して提示すること。

○参考として過去の検討からの改善点について、整理して提示すること。

<管の基本板厚計算書作成の基本方針について>

- 強度に関する基本方針に関し、全体像を示すとともに現在の準備状況について整理して提示すること。
- 今回の工認対象設備のうち、告示501以外の規格を適用している設備とその適用規格について、整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・原子炉建屋の地震応答計算書